

平成24年2月 定例会

津山圏域資源循環施設組合議会 2月定例会 会議録目次

津山圏域資源循環施設組合定例会の招集について	1
議案の送付について	3
組合議会運営予定表	4
議事日程	5
会議に付した事件	6
出席・欠席議員	6
出席した説明員	6
出席した事務局職員	6

第1号（2月22日）

開会宣言	7
日程第1 会議録署名議員の指名	7
日程第2 会期の決定	7
日程第3 議案第14号～議案第15号一括上程	7
日程第4 議案質疑及び一般質問	11
閉会宣言	27
会議録署名議員	28
発言通告一覧表	29

津資組第 549号
平成24年 2月15日

津山圏域資源循環施設組合議会議員 殿

津山圏域資源循環施設組合管理者 宮地 昭範

津山圏域資源循環施設組合議会 2月定例会の招集について

このことについて、別紙津山圏域資源循環施設組合告示第22号の写しを添えてお知らせします。

津山圏域資源循環施設組合告示第22号

平成24年2月15日

平成24年2月22日（水曜日）午前11時、津山圏域資源循環施設組合議会2月定例会を津山市役所議場に招集する。

津山圏域資源循環施設組合管理者 宮 地 昭 範

津資組第 551号
平成24年 2月15日

津山圏域資源循環施設組合議会議員 殿

津山圏域資源循環施設組合管理者 宮地 昭範

議案の送付について

津山圏域資源循環施設組合議会定例会に提出する議案を、別添のとおり送付します。

記

議案第14号 平成24年度津山圏域資源循環施設組合会計予算
議案第15号 平成23年度津山圏域資源循環施設組合会計補正予算（第3次）

平成 24 年 2 月 22 日

2 月定例組合議会運営予定表

月 日	曜	会 議	備 考
2 月 22 日	水	全員協議会（午前 10 時） ・ 次第 1 開会 ・ 次第 2 管理者あいさつ ・ 次第 3 協議事項 （1）議事日程について ・ 次第 4 報告・説明事項 （1）経過報告 （2）2 月定例会提出議案について	
		本会議開会（午前 11 時） ・ 日程第 1 会議録署名議員の指名 ・ 日程第 2 会期の決定 ・ 日程第 3 議案上程 管理者の提案理由の説明 ・ 日程第 4 質疑及び一般質問 採決 閉会	

平成24年2月津山圏域資源循環施設組合議会定例会議事日程

(第1号)

平成24年2月22日(水) 午前11時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第14号 平成24年度津山圏域資源循環施設組合会計予算
議案第15号 平成23年度津山圏域資源循環施設組合会計補正
予算(第3次)
- 日程第 4 議案質疑及び一般質問

本日の会議に付した事件

日程番号	会議に付した事件
第 1	会議録署名議員の指名
第 2	会期の決定
第 3	議案第 1 4 号～議案第 1 5 号 一括上程
第 4	議案質疑及び一般質問

出席・欠席または遅参・早退した議員の番号・氏名

議席 番号	氏 名	出席 欠席	遅参 早退	議席 番号	氏 名	出席 欠席	遅参 早退
1	岡 安 謙 典	出席		9	浦 矢 薫	出席	
2				10	日 並 克 己	〃	
3	近 藤 吉 一 郎	出席		11	岡 本 良 市	〃	
4	末 永 弘 之	〃		12	福 田 弘	〃	
5	津 本 憲 一	〃		13	井 戸 賢 一	〃	
6	西 野 修 平	〃		14	鷹 取 渡	〃	
7	松 本 義 隆	〃		15	日 神 山 定 茂	〃	
8	村 田 隆 男	〃		16	三 船 勝 之	〃	

説明のため出席した者の職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
管 理 者	宮 地 昭 範	会 計 管 理 者	野 上 二 郎
副 管 理 者	山 崎 親 男	事 務 局 長	村 上 祐 二
〃	水 嶋 淳 治	事 務 局 次 長	河 島 邦 生
〃	花 房 昭 夫	事 務 局 次 長	甲 田 勉
〃	定 本 一 友	総 務 課 参 事	山 本 倫 史
〃	大 下 順 正	施 設 課 参 事	平 井 清 治
理 事	田 口 順 司	施 設 課 参 事	永 禮 治

職務のため出席した事務局職員の職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
総 務 課 主 幹	杉 山 義 和	施 設 課 主 幹	松 原 寿 治
総 務 課 主 幹	立 石 克 之	施 設 課 主 査	安 道 智 秋
総 務 課 主 幹	平 井 良 幸	施 設 課 主 任	松 岡 誠 志
総 務 課 主 査	金 田 真 由 美	総 務 課 主 査	間 山 秀 樹

会議場所 津山市役所 議場

平成 23 年度津山圏域資源循環施設組合 2 月定例会議事録

(開会

開会宣言 午前 11 時 10 分)

●議長（松本義隆氏）

時間となりましたので議会に先立ちまして、故津山市議会議員北本周作君に黙祷ささげたいと思いますので、ご起立をお願いいたします。

●議長（松本義隆氏）

黙祷。

[黙 祷]

●議長（松本義隆氏）

黙祷を終わります。御着席を願います。

本日、平成 24 年 2 月津山圏域資源循環施設組合議会定例会が招集されましたところ、皆様方におかれましては御多用のところご参集をいただき、大変ご苦勞様でございます。

ただ今の出席議員は 15 名であります。定足数に達しておりますので、これより平成 24 年 2 月津山圏域資源循環施設組合議会定例会を開催いたします。

日程第 1 会議録署名議員の指名

●議長（松本義隆氏）

日程第 1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は会議規則第 27 条の規定によって、3 番、近藤吉一郎議員。12 番、福田弘議員を指名します。

日程第 2 会期の決定

●議長（松本義隆氏）

日程第 2、「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は本日 1 日としたいと思います。これに、ご異議ございませんか。

[承認 「異議なし」との呼ぶ者あり]

●議長（松本義隆氏）

ご異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日 1 日限りと決定いたしました。

日程第 3 議案第 14 号～議案第 15 号一括上程

●議長（松本義隆氏）

次に、日程第 3 に入り、議案第 14 号「平成 24 年度津山圏域資源循環施設組合会計予算」、議案第 15 号「平成 23 年度津山圏域資源循環施設組合会計補正予算（第 3 次）」を一括上程し、議題といたします。

この際、管理者の提案理由の説明を求めます。

△管理者（宮地昭範氏）

議長。

●議長（松本義隆氏）

はい、宮地管理者、登壇。

△管理者（宮地昭範氏）

えーおはようございます。

本日、ここに平成 24 年 2 月津山圏域資源循環施設組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方にはご多用中にもかかわらずご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

それでは、ただいま上程されました議案についてご説明を申し上げます。

議案第 14 号「平成 24 年度津山圏域資源循環施設組合会計予算」について説明申し上げます。

予算書の 1 ページをご覧ください。

第 1 条で、歳入歳出予算総額を、4 億 5,518 万円といたしております。

歳出につきましては、敷地造成費及び施設建設費、工事の施工監理業務などの経費を計上いたしております。一方、歳入ではその財源として、構成市町からの分担金、国庫支出金、地方債などを計上いたしております。

第 2 条では、施設建設及び運営に関連する債務負担行為 7 件を計上いたしております。

第 3 条では、事業の財源として借り入れる地方債の限度額を 1 億 2,230 万円と定めております。

第 4 条では、一時借入金の限度額を 2 億 5,000 万円と定めております。

次に、議案第 15 号「平成 23 年度津山圏域資源循環施設組合会計補正予算（第 3 次）」についてご説明申し上げます。

平成 23 年度津山圏域資源循環施設組合会計補正予算（第 3 次）は事務事業費の確定見込み及び事業内容の変更に伴う所要の補正を行うものでございまして、歳入歳出予算にそれぞれ 1,240 万 7 千円を増額し、総額を 2 億 8,494 万 5 千円とするものでございます。

また、併せて事務事業の進捗状況により、繰越明許費として 926 万 1 千円を計上し、また債務負担行為としてクリーンセンター建設に伴う環境影響評価業務委託を 1 件追加いたしております。

なお、詳細につきましては後ほど大下副管理者よりご説明させますが、何とぞよろしくご審議のうえ、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。

△副管理者（大下順正氏）

議長。

●議長（松本義隆氏）

はい、補足説明を求めます。大下副管理者。

△副管理者（大下順正氏）

はい、それでは、ただいま上程されました議案第 14 号、議案第 15 号につきまして補足説明を申し上げます。

まず、議案第 14 号「平成 24 年度津山圏域資源循環施設組合会計予算」につきましてご説明いたしますので、予算書の 1 ページをご覧くださいと思います。

予算総額は歳入歳出それぞれ 4 億 5,518 万円でございますが、前年度と比較しまして 2 億 1,409 万 2 千円の増額となっております。これは、施設の建設工事費、また関連業務の委託料の増加が主な要因でございます。

次に、債務負担につきまして主なものをご説明いたします。予算書の 4 ページをお開きいただきたいと思います。

熱回収・リサイクルセンター建設工事は、総額 88 億 8,500 万円でございますが、平成 24 年度に計上しております 5,400 万円を除く 88 億 3,100 万円が平成 25 年度から平成 27 年度までの期間とした限度額となります。

次に、熱回収・リサイクルセンター管理運営の業務委託は 116 億 8,000 万円に消費税などを加算した額を限度額として、期間は施設の稼働後の 20 年を併せ、平成 24 年度から平成 47 年度までとします。

次に、敷地造成工事は総額 18 億円で、平成 24 年度に計上しております 2,000 万円を除く 17 億 8,000 万円が平成 25 年度の限度額となります。次に、歳出予算の費目別に主なものをご説明いたします。予算書の 9 ページをお開きいただきたいと思います。

10 款 10 項 10 目「議会費」でございますが、165 万 9 千円の計上を行っております。

これは、組合議会及び先進地の視察研修に係る議員 16 名の費用弁償などを計上いたしております。

次に、10 ページの 15 款「総務費」10 項 10 目「一般管理費」では 1 億 4,852 万 2 千円を計上を行っております。主な内訳は、嘱託職員 2 名及び臨時職員 1 名に係る人件費や組合事務局に係る事務費などでございます。

なお、13 節 委託料のうち、財務事務委託料 150 万円は津山市への事務委託料、19 節 負担金補助及び交付金のうち、職員人件費の負担金 1 億 3,050 万円は派遣職員の人件費について派遣市町に納付するものでございます。

次に 12 ページの 15 款 60 項 10 目「監査委員費」では監査委員 2 名の費用弁償など 53 万 4 千円の計上を行っております。

25 款「衛生費」20 項 20 目「施設建設費」では 2 億 9,357 万 2 千円の計上を行っております。

1 節「報酬」では、事業者選定委員会の委員報酬、8 節「報償費」では、整備・運営検討委員会の委員報償費などを計上いたしております。

14 ページの 13 節「委託料」では、最終処分場の各種申請手続きの業務委託 3,500 万円など説明欄の通り 14 事業について計上いたしております。

また、15節「工事請負費」では、熱回収・リサイクルセンター建設工事費5,400万円、敷地造成工事費2,000万円を計上いたしております。

65款10項15目「利子」では、借り入れた起債の償還金の利子及び年度中の一時借入金
の利子589万3千円を計上いたしております。

80款10項10目「予備費」につきましては前年度と同額の500万円の計上を行っております。

次に歳入についてご説明を申し上げます。7ページをお開きいただきたいと思います。

45款「分担金及び負担金」10項10目「分担金」では、1億7,636万5千円を計上いたしております。

次に、55款「国庫支出金」20項15目「衛生費国庫補助金」では、循環型社会形成推進交付金7,105万9千円を計上いたしております。

80款10項10目「繰越金」では8,541万6千円を計上いたしております。

これは平成23年度の歳計剰余金となる見込みの額を繰越金として歳入するものでございます。

8ページをご覧いただきたいと思います。

85款「諸収入」20項10目「預金利子」では、1千円を計上いたしております。

50項15目「雑入」3万9千円は、嘱託職員・臨時職員の雇用保険料の控除金でございます。

90款10項25目の「衛生債」では、一般廃棄物処理事業債1億2,230万円を計上いたしております。

続いて、議案第15号「津山圏域資源循環施設組合会計補正予算（第3次）」につきましてご説明申し上げますので、補正予算書の1ページをご覧いただきたいと思います。

第1条で歳入歳出それぞれ1,240万7千円を増額し、総額を2億8,494万5千円とするものでございます。歳出予算の費目別に主なものをご説明いたします。補正予算書の8ページをお開きいただきたいと思います。

10款10項10目「議会費」では、議員の費用弁償11万4千円を増額をいたしております。

15款「総務費」10項10目「一般管理費」では職員の人件費負担金900万円の減額をいたしております。

次の9ページの25款「衛生費」20項20目「施設建設費」では、5,912万3千円の減額を行っております。

13節「委託料」では事業実施見込みにより5,957万3千円の減額となっております。その内訳としましては、契約支援業務1,176万円の減など、説明欄のとおり7事業の減額を行っております。

19節「負担金補助及び交付金」では、周辺環境整備に係る負担金及び補助金計45万円を増額いたしております。

80 款 10 項 10 目「予備費」につきましては、歳入見込み額から事業実施見込み額を差し引いた剰余金相当額 8,041 万 6 千円を増額いたしております。

次に歳入につきましてご説明申し上げます。7 ページをお開きいただきたいと思います。

80 款 10 項 10 目「繰越金」では、前年度繰越金の残額 2,590 万 7 千円を増額いたしております。

90 款 10 項 25 目「衛生債」では、一般廃棄物処理事業債 1,350 万円を減額いたしております。これは、事業費の見込みに伴いまして、起債額を減額いたすものでございます。

以上で補足説明とさせていただきます。

●議長（松本義隆氏）

はい、提案理由の説明は終わりました。

日程第 4 議案質疑及び一般質問

●議長（松本義隆氏）

これより、日程第 4 に入り、「議案質疑及び一般質問」を行います。それでは、お手元に配付しております発言通告一覧表に従い順次質問を許可いたします。

△ 4 番（末永弘之氏）

4 番。

●議長（松本義隆氏）

4 番、末永弘之君、登壇。

△ 4 番（末永弘之氏）

まず最初に 11 月議会の継続の様な質問から入ります。私の質問に山崎副管理者は、久米から出されていた申請書に、鏡野町側の 2 つの町内のハンコが無いという事を知らなかったなどの答弁があり、いくつかの論議の後、管理者会議で整理するという管理者と山崎副管理者の答弁で終わっていますが、宮地管理者と山崎副管理者にその後どうなったのかをお尋ねいたします。特に山崎副管理者には公募に基づく申請時期は終わって約半年後、鏡野町側の周辺の印鑑が欲しい。適地選定委員会で一定程度審査が進んで山崎副管理者の言葉で言いますと、すでに本来の審査は済んでいる時期と思った時、久米から最後に周辺町内の印鑑が必要だと判ったので紹介してほしいとの旨依頼があり、郷地区区長会を鏡野町の慣習により紹介しました。この経過で最も重大な山崎副管理者の間違いは、桑山管理者が公募要件で作った、周辺町内会は共同申請者であるべきという規程を正確に理解していなかったのではないかという事です。公募条件で言えば、鏡野町下原上、下原下は共同申請者として、平成 18 年 12 月 15 日には印鑑を押しておくべき町内であるはずなんですから、山崎副管理者は公募条件を示した側、副管理者なんですから平成 19 年の 5 月になって印鑑がほしいと言うて来たら、おかしいと思わなくてはいけなかったわけです。それが、何の事は無い、平気で郷地区区長会を紹介したのが、失礼ですが、諸悪の根源だと私は主張したわけです。この事実経過をどう理解し、どの様に

認識したのかをお尋ねいたします。

次に、これからの事業推進のあり方についてですが、11月議会では空白の債務負担行為でしたが、ここでやっと数字が入りました。総額が約210億円。中身は事業ごと実際に使用する時期というか年度ごとに細かく分類された債務負担ですが、いわゆるDBO方式についてお聞きします。20年間本当に大丈夫なんでしょうか。設計、建設、運営を一体としてグループ企業に発注し、これらの企業が投資して、1つのSPCを作って、運営管理を専門的にしてゆくという事のように、SPCが途中で倒産する危険性はありませんか。あるいは、炉のメーカーが倒産する事はありませんか。どうやって20年間大丈夫という保証をされるのか、まずお答えください。何よりもこのDBO方式なる仕組みが、一体だれが考えた方式なんでしょうか。資本の側、ゼネコンの側が利潤追求の中で考えた要素が強くて、決して行政の側が考えだした事とは思えません。どうなんでしょうか。私は形を変えた大型開発事業の変化にすぎない。自治体が資本の側、ゼネコンに利用されているのではないかと思えて仕方がありません。

そして、事業推進へ解決すべき課題として、例えばかねてから指摘しております産廃の処理問題、裁判の問題、過去の組合議会で私とこのこうした論議経過をふまえても、事業推進をしてゆくという事だけでは収まらない課題があります。手続き論の裁判は取り下げられましたが、今、裁判、金員の裁判だけと言いましても、さて、組合が負けたらどうするのか。桑山さんがこの裁判に法に基づいた手続きで被告へ参加してきたという新しい情勢が生まれている裁判です。そして今日、裁判所で鑑定士が新たに決められると思いますが、土地買収が高すぎるという結論が出た場合、どうすべきと思っていますか。宮地管理者になって裁判についての本格的な論議はこれが初めてではないかと思えますので、明らかにしていただきたいと思えます。今までの裁判経過を見ていますと、いわゆる手続きにおいて瑕疵があるという意味の判決にも、私は及ぶ可能性があるとも思っております。これは、ある意味、私の期待と言うべきかもしれませんが、この、手続きに瑕疵があるという指摘がなされた場合もどうするか併せて、土地代と含めてお答えして下さい。

環境アセスについて、平成20年に現地調査を行い、縦覧があり、公聴会があった後、表面的には今、何もありません。このままで良いのでしょうか。工事着手に向けて最終的な住民への縦覧、意見陳述、そして岡山県に対して、津山圏域資源循環施設組合から意見が述べられているのではないかとも思いますが、どういう内容になっているのか、そして、岡山県としてはどういう対応をしているのかお答えください。津山の都市計画区域決定の手続きにつきましても、2度にわたる公聴会がありました。公聴会という事では、アセスも含めて法に基づいてやらなくてはいけないからやったと言えればそれまでですが、市民の意見を聞いてどうするつもりなんですか。市民の側は言うてみただけ、行政の側は聞いただけなのかどうか、まさに形だけ繕ったのがこのやり方か、行政のやり方かと、お聞きしますが、管理者の考えをお尋ねいたします。

次に初めての経験でありますDBO方式なるものについてお聞きします。予算を見てもみますと、建築工事費が84億6千万円、20年間の運営委託が116億8千万です。この20年先の事、今の我々も職員の人もその頃はおりませんです。本当に大丈夫なのかと疑問が消えません。何よりもこの方式は行政の側の必要性からではなくて、先程も言いました資本の側の必要から考えられた方式であり、ごみ処理は大手ゼネコンから見たら、60億前後の中小の企業の仕事で、炉のメーカーの仕事であったという感覚でしたけれども、大型開発事業への道を開く、大手ゼネコンの仕事を保証する道へ、ごみ業界を入れるという事で、200億を超える仕事にごみを入れてしまったと思えて仕方ありません。資本の側に行政がやられたという感じがしますが、何かコメントがあればこれも述べてください。

DBO方式の事初めとして、今日、債務負担行為、全体の予算の枠組みが決まりました。2月下旬に入札予定価格の公表という行為が、今日決定されたら行われると示されております。この公表とはどういう方法で誰に対して発表するのか、まず教えてください。そして、高かろう良かろう、あるいは安かろう良かろう、あるいは安かろう悪かろう、こういう言葉をよく耳にしますが、性能が悪いものを作らない、こういう保証は何によって保たれているのかをお聞きします。約201億円の入札限度額、一般的に見積額ですが、やはり安かろうだけでは良かろうという論理が生まれてきません。その為には、一般的には85%の下限額を決める事で安く札を入れる企業、ダンピングのやり過ぎなどを防ぐ方法だと言われております。このDBO方式ではそれが無いと聞きますが、安かろうだけではいけないのであって、要求水準書を示しておると説明を受けてきました。これで良い物が出来ると言われていますが、中心は炉のメーカーになるんだろうと思っております。言われてるように20年間、メーカー自らが、炉が壊れにくいものを、使い便利が良い物を考えた機械を作ってゆく、開発していると思いますが、炉のメーカーの中でも、例えば30億で出来る炉もあれば、80億、50億の炉もあるのではないかと思います。いわば安い炉か高い炉かの見極めは困難だと思いますが、安い所に落札されれば例えば焼却灰、主灰、飛灰の量が増える炉になってゆく、こんな懸念はありませんか。210億です。熱回収リサイクルセンター建設工事が約85億円ですからより立派なもの、性能が高いものを作る計画を提案して実現してほしいと思います。その点で、本来なら7千万以上の工事で使われる、工事に関する低入札調査価格制度などを決めてしかるべきではないかと思いますが、どうしてそれが適用できないのかお聞きいたします。

最後にクリーンセンター建設にとって、将来にわたって責任が伴う大切な課題、焼却炉の性能との係わり合いが有ると思えます、焼却灰についてお聞きしますが、灰の量、主灰あるいは飛灰について、要求水準書ではどのような規定をしておりますか。そこで、100tのごみを焼却して何トン以内と規定をしておりますか、教えてください。焼却灰はだれの責任で一体処理するのか、主灰は、飛灰の扱いはどうするのか別々にお答えください。そして、結局セメント原料化として誰が運ぶのか、こうした焼却灰の処理方法が

DBO方式の中に含まれているのか含まれていないのかもお尋ねして登壇での質問を終わります。

△管理者（宮地昭範氏）

議長。

●議長（松本義隆氏）

はい、宮地管理者、登壇。

△管理者（宮地昭範氏）

末永議員のご質問にお答えをいたしたいと思います。久米の申請書に2つの町内の印鑑が無かったことについて、管理者会が整理するということがあったが、その後どうなったかとお尋ねでございました。公募申請につきましては、提出をされました申請書と位置図などの添付書類をもって客観的に判断した時に、申請を白紙に戻し、やり直すという結論に達する事はできないということは検証でも報告をさせて頂いておるところでございます。管理者会では申請書に2つの町内の印鑑があるのが望ましかったことと、今後、対応方法について、管理者会で協議をしていくことで整理をいたしたところでございます。他のご質問についてはそれぞれ答弁をさせていただきたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。以上でございます。

△副管理者（山崎親男氏）

議長。

●議長（松本義隆氏）

はい、山崎副管理者。

△副管理者（山崎親男氏）

末永議員のご質問にお答えをしたいと思います。久米の申請書に2つの町内の印鑑が無かったということについて、管理者会といたしまして整理をするということでありましたけれども、その後どうなったのかというお尋ねであります。お答えをいたしますが、公募申請につきましては、提出された申請書と位置図などの添付書類をもって客観的に判断した時に申請を白紙に戻しやり直すという結論に達する事は出来ないという事は検証でも報告はなされておる通りであります。管理者会では、という事で整理をいたしておりますけれども、久米の申請書にそういうふうな事が無かったという事は、印鑑が無かったという事は知らないという事であります。

鏡野町側の周辺の印鑑につきまして紹介依頼があったという事の際に、郷地区ではなくて下原上、下原下の町内を対象にする必要があったかというふうな事であります。この事実経過をどう理解し、どの様に認識したかというお尋ねであります。適地選定作業につきましては、適地選定委員会におきまして、平成18年の12月15日の公募期限までに応募がありました9地区を対象に行われました平成19年5月30日の第15回の委員会の最終選定におきまして、領家地区が第1位になりました。6月の1日の津山ブロックごみ処理広域化対策協議会に答申がなされたところであります。その後に現地視察を経

まして6月25日の同協議会で、新クリーンセンター建設候補地を領家地区とする事を正式に決定をいたしましたわけであります。公募期限以降に答申までの間、同協議会につきましては2月28日に開催をされました事務局から口頭で、現在、田邑・一宮及び大田を除いた神庭、為本ほか安井、領家、広野、久田、福岡の7地区が対象になっているという事と、適地選定委員会におきまして、順次各選定項目につきまして協議検討を行ってゆく予定であるというご報告があったわけであります。そのような経過の中で5月になりまして、鏡野側の印鑑についての紹介依頼があった訳であります。11月定例会でも答弁を申し上げたように、申請書に鏡野側の印鑑が無かったという事につきましては、この時判明した事でありまして、12月の公募期限以降に、この時まで印鑑が無い事は知り得なかった訳であります。鏡野町につきましては、事業等は従来、区長会を窓口にして実施しております。郷地区を紹介いたしましたし、クリーンセンター建設候補地につきましても、適地選定委員会の中で作業が進められておりまして、直後の6月1日には津山ブロックごみ処理広域化対策協議会に答申がなされまして、25日に正式決定した訳であります。今になってみますと、鏡野町における事業地域とクリーンセンター建設隣接地域のことににつきまして配慮が必要だったと、この様に思っておるところであります。

△事務局（田口理事）

議長。

●議長（松本義隆氏）

はい、田口理事。

△事務局（田口理事）

はい。訴訟関係のご質問にお答えを申し上げたいと思います。金員支出等差止請求訴訟によります原告の請求の趣旨は、高額過ぎる用地費の損害賠償請求であり、判決におきましては、前管理者及び元の地権者への損害賠償請求の要否が判決として下されるわけでございますけれども、被告である組合の敗訴、これが確定した場合は、あ、ごめんなさい。失礼しました。組合の敗訴が判決として出た場合どうするかというお尋ねかと思っております。これにつきましては、判決理由を十分斟酌をいたしまして、弁護士とも協議の上、控訴するか否か、これを決定してまいりたいと思っております。また、次に手続き面の瑕疵、これが判決に及んだ場合の対応でございますけれども、議員お尋ねの趣旨が手続き面の瑕疵について、判決理由の中で触れられた場合の対応についてのご質問であると、この様に認識をいたしまして、お答えを申し上げますけれども、是正すべき瑕疵が瑕疵であるか否か、又、是正の実効性。すなわち是正をする実質的な効果が有るのか否かこれらにつきまして、指摘された瑕疵の内容を十分検討いたしまして、検討してまいりたいと思っております。以上でございます。

●議長（松本義隆氏）

はい、平井参事。

△事務局（平井参事）

はい。環境アセスについて、実施計画の縦覧、現地調査を終え、現在、何もしていないがこのままで良いのか。また、住民意見などに対し、管理者が県に対して述べている自治体としての意見はどの様なものかとお尋ねですが、まず、以前行った実施計画書の縦覧の際に、皆様からいただきました質問や意見は岡山県に報告をしております。現在の状況ですが、組合の実施計画とそれに対する意見や疑問について、岡山県知事の意見書を受けており、それに基づいて環境影響評価書（案）の作成を進めているところでございます。次に、管理者が県に提出している自治体としての意見は、大気の調査地点を増やすなど、住民の方々の意見をその内容によって項目ごとに整理し、事業者選定調査や予測評価の手法に、今後どのように反映してゆくか方針を示したものでございます。今後は、出来る限り早い時期に環境影響評価書（案）の縦覧を行い、再度住民の皆様から意見をいただく予定にしております。また、都市計画決定での手続きで、2度にわたる公聴会があり、アセスを含め法に基づいて行うだけで、行政は市民に意見を述べさせる形だけを繕う事になっていないかとお尋ねですが、都市計画区域決定の手続きは、平成22年5月に都市計画原案の縦覧と公聴会を実施し保留の状態でしたが、その後に施設配置等の変更があることなどから、平成23年11月に、再度この原案の縦覧、公聴会を実施しております。アセスを含め、都市計画手続きなどは、住民の方に広く情報提供を行い、直接ご意見を伺うものであり、公聴会や意見書でお伺いした貴重なご意見は、今後事業を進めるにあたって、可能な限り活かしていきたいと考えております。以上です。

●議長（松本義隆氏）

はい、河島次長。

△事務局（河島事務局次長）

はい、それでは私のほうからDBO方式につきましてお答えさせていただきます。まず、DBO方式は行政の側の必要性からではなく資本の側から考えられた方式であり、資本の側に行政がやられたという感があるが、コメントはあるかとお尋ねでございます。DBO方式は設計、建設と併せまして20年間の運営を一括して民間に求める方式で、運営までを視野に入れた設計、建設が行われ、安かろう悪かろうを防ぐ事に繋がるものと考えております。組合といたしましても、建設後も継続して安定的な運営が図れますよう、モニタリング等の実施を検討してまいります。

それから、入札予定価格の公表についてでございますが、入札予定価格の公表はどんな方法で誰に対して行うかとお尋ねでございます。入札予定価格は、津山圏域クリーンセンター施設建設運営事業の事業費の上限を公表するもので、広く公平性、透明性の観点から応募者に対してお知らせするものでございます。また、入札公告の追加公告となることから、組合掲示板での公告と併せましてホームページ上で公表する予定としております。

次に、性能が悪い物は作らないという保証は何によって保たれていくのかというお尋ねでございます。組合は要求水準書におきまして、最低限保証すべき値を求め、応募者は組合が求める保証値以上の物を提案してまいります。提案した内容につきましては、事業者の自主管理値となりまして、契約書の一部として、遵守事項となりまして、より安全な施設運営に反映されるものと期待しております。工事に関する低入札調査制度でございます。この工事に関する低入札調査制度がなぜ適用できないのかとお尋ねでございます。津山圏域クリーンセンターの施設建設運営事業は、組合が価格の評価とともに施設の性能などについて一定の水準を求めまして、それ以上の提案があれば評価をしていくものでございます。特に、クリーンセンターは将来にわたって、より品質の高い物でより安く運営していかなければなりません。従いまして、価格だけではなくその品質の確保が重要であり、価格だけの要素を以って該当のものを失格とする最低制限価格制度については採用しておりません。

次に、灰の量について要求水準書ではどの様に規定しているのかとお尋ねでございます。灰の量は、入ってくるごみのごみ質と焼却炉の性能とで決まります。そのため、灰の量の大部分がごみ質によるため、灰の量についての規定はしておりません。ただ、現在、組合では100tのごみを処理した場合に、主灰、これは湿灰でございます。9.3t。飛灰につきましては2.4tと想定をいたしております。それから、焼却灰は誰の責任で処理を行い、また、その取り扱いはどうするのかというお尋ねでございます。焼却灰の処理責任でございますが、廃棄物の処理および清掃に関する法律によりまして、排出者責任であることから、組合の責において処理する事となります。DBO事業範囲外といたしまして、組合が別途、主灰、飛灰の運搬業務委託、セメント原料化業務委託を行う予定としております。以上でございます。

△4番（末永弘之氏）

4番。

●議長（松本義隆氏）

はい、4番。末永弘之君。

△4番（末永弘之氏）

答弁をいただきました。次に再質問ですけれども、ひとつは鏡野町の側の対応、今後の対応策を管理者会議で協議するという意味の答弁もありました。この協議を、11月議会で指摘しているわけですから、今日までに何で行わなかったのか、今から何で対応を協議するのか不思議なんです。明確に答えて下さい。次に、今さら白紙に戻らない、鏡野町側の2つの町内会の印鑑もあったのが望ましい、こういう答弁もありました。私は以前から書類を今さら書きなおすということではできないと、こう申しておりますが、組合として2つの町内の印鑑があるのが望ましいのではなくて、必要であったとなぜ理解できないのですか。答えて下さい。山崎副管理者の答弁はどうもすっきりとしません。今になって配慮が必要であったとの認識を示されましたが、経過の答弁で一番おかしい

のは、適地選定委員会の経過を考えていろんなことを言うてもらう必要はないんです。久米の人が5月になって鏡野町側の印鑑が必要だと山崎さんのところに言うて来たわけです。それまでに山崎さんが印鑑がないことを知らなかったとは一步譲ってそうだろうと言っておきます。そういうことを言うておるんじゃないんです。鏡野町の印鑑が欲しい言うて久米町の側が来たその瞬間に、おかしいなあ、鏡野町の印鑑がなかったらいけんのに今から押してどうするんだろうかとあなたが、その瞬間に気がついて、久米の人にでも、組合の事務局にでも、どうなっとなですかいうて聞くのが、あなたのお仕事。郷地区の区長会を紹介するのはそれらの整理が出来たあと、そうですか、それならうちの慣習で、とこうなっていく。慣習のことを言ようるんでもないんです。その一番肝心なそのところを言よんですから、もういっぺん、わかるように、瞬間のところを答えていただきたい。失礼ですが、これをやらずに郷地区区長会を紹介したのが、諸悪の根源だいうて私が決めつけとなんですから、諸悪の根源じゃないいうことを解きほぐして下さい。

さて、DBO方式、どうやって性能がええものを作るかという課題です。まず、モニタリングをしていくという答弁もありました。原発再開への野田総理のいう、モニタリング、この言葉がよく流行っておるようですけれども、炉のメーカーと大手ゼネコンが一体となってやることに対して失礼ですが、津山圏域資源循環組合の皆さん方が日常的に、炉の専門会社や大手ゼネコンのやっている方法を、調査モニタリングができますか。できるのであれば、何も大騒ぎをしてDBO方式を論じあう必要はないんです。直営でやればいいんです。そういうふうに私は思えて仕方がないんです。再度どのようにして大丈夫を保証するのか、お尋ねいたします。

性能の高い機種という点で、答弁がありました。要求水準書で行くということ、基本的です。企業の方は組合が求める保証値以上のものを提案します。こういう答弁でもありました。一体どこにそんな保証があるんですか。組合が求めている品質以上のものを提案してくるといふ応札、札を入れるという保証は何ですか。そもそも、要求水準書なるもので組合が求める質の良さは最低限度の数値を示しているのに過ぎんではありませんか。どこに質の高い、良い機種、炉を造ってもらおうという保証があるのか、わかるようにもういっぺん答弁して下さい。

低入札調査価格の導入が出来ないという答弁でした。熱回収リサイクルセンター工事費、88億8千5百万円について、職員の方が私は、だてに計算した数字ではなくって一定の根拠を持った金額だと思っております。一般的に言われる工事見積額そのままではありませんが、こういうふうに考えて、これを基準に7千万以上の工事にあたるわけですから、低入札調査価格制度が、そこでは導入できるものではありませんか。答弁を聞いていまして、必要性をますます私は強く感じます。契約の内容、すなわち要求水準書の内容に適した履行がなされないおそれがあると認められた場合には、この7千万以上の規定が一般的に使われておるわけです。入札を単に、価格点、金額ではなくって総

合評価方式を採用して内容点を重視しておると説明を受けました。答弁がありました。では、入札金額が110億から120億の間だったらどうなるんですか。あなた方が言う、6割4割40点の価格という、この、内容点が全く関与されないままに低いところへズバリと落ちてしまうんじゃないでしょうか。もちろん110億で入れるのがあるかないか、そんなことを言うんじゃないんです。例えばを言っとんですよ。120億から130億あたりで、まあ内容点によれば少しぐらいは加味されていくかも知れない。110億になったらゼロですよ内容点は。あなた方がいう、いいものを造ってもらうというその評価がゼロになって安いところに落ちて行く、こうなるん。安いところに落ちたらどうなるのか、あれ、安いけんボロかろうという論理は失礼かもしれませんが、一般的に、問題にしたら例えば、灰がたくさん残るんじゃないでしょうか。全協でも西野議員がちょっと指摘されました。炉の質の問題と合わせて、安かろう悪かろうという炉を造ったら、灰がよけい出るん。この灰を運ぶのはDBO方式から外れとるという答弁をもうろうたん。一部事務組合が永久に、悪い炉から出てくる、灰をたくさん運び出さなきゃあいけんのんです。中には、セメント原料化に適さない、ゴミの内容を持った灰が出る可能性もそこにはあるんです。炉の質によれば。だから、高いのがいいと言っておるんじゃないんです。適当に、200億をこえる仕事ですから、立派なものを作ってもらうという保証がどこにあるのか、もう一度答えて下さい。

△管理者（宮地昭範氏）
議長。

●議長（松本義隆氏）
はい、宮地管理者。

△管理者（宮地昭範氏）

はい、それじゃあ私の方から再質問で、対応策の協議を11月から今日まで行わないで今から対応策を協議するのかと、こういったご質問でございます。組合議会11月定例会で、管理者会で整理する旨をお答えを申し上げた後に、何もしていないというわけではございませんで、対応策につきましては協議を現在続けておりますが、まだ結論には至っていない、というのが現状でございます。現在の状況をご理解をいただきたいと思っております。

それから2つの町内の印鑑があるのが望ましい、ではなく、必要であった、何でこのようなことを認識しないのかというご質問でございます。2つの町内会の印鑑につきましては、クリーンセンター建設候補地の選定にあたった適地選定委員会の報告におきましても、周辺町内会理解の項目で評価の対象にされておりました。そのため、必要であったという表現は使用しておりませんが、現在、事業を進めている状況を考えますと、あった方が望ましかったと、このように考えておるところでございます。必要であったということについても、本当にあの、一言で言えばいいんですけど、なかなか言いにくいと、こういう面があるということもご理解をいただきたいと、こういうふう

に思っておるところでございます。以上でございます。

△副管理者（山崎親男氏）

議長。

●議長（松本義隆氏）

はい。山崎副管理者。

△副管理者（山崎親男氏）

鏡野町側の印鑑についてであります。紹介依頼があった時に、おかしいと思わないで区長会を紹介したのはなぜかというご質問でありますけれども、先ほどもお答えをいたしましたとおり、今になってみますと鏡野町が事業を行う際に慣習としている地域と、クリーンセンター建設隣接地域とについて、配慮が必要だったとも思いますけれども、検証でも報告されておりますように、申請書を白紙に戻し、あるいはやり直すという結論に達することはできないため、今後2つの町内の対応方法につきましては、議員の思いも参考にいたしまして、管理者会におきまして真摯に検討を続けてまいりたいと、このように思っております。

●議長（松本義隆氏）

はい、河島次長。

△事務局（河島事務局次長）

はい、DBO方式につきまして、どうして大丈夫を保証するのかというお尋ねでございます。ご指摘のとおり、こういった廃棄物処理施設、これにつきましては経験工学的なところが多分でございます。プラントメーカーの技術力に対して、地方自治体の職員の持つ技術力のレベルの差は大きいものがあると考えております。このため、今回の津山圏域クリーンセンターのDBO事業につきましては、施工監理業務として専門的な知識、また経験を持ちました業者と組合と一緒に、設計段階から建設、試運転、性能検査まで一貫して作り上げる仕組みを検討してまいります。また、稼働後も20年間につきましてモニタリングの方法、それから運営を終えます20年後でございますが、20年後の引き渡しの方法等について、検査、確認出来る仕組みを構築したいと考えております。また、あわせて、全国都市清掃会議の技術支援を受けながら、この全国都市清掃会議は自治体で作った技術的な支援を行っている団体でございます。こちらの支援を受けながら、施工監理業務のチェックが出来る体制を取りたいと思っております。このように、施工監理業務委託、それから技術支援を受けながら、二重のチェックを行いながら、組合職員の技術力のアップを図りながら、安心安全な施設建設の運営を目指したいと思っております。

それから、どこに質の高い、良い炉を造ってもらうかという保証があるのかというお尋ねでございます。まず、組合で求めます要求水準でございます。これは、組合としての要求水準でございます。決して炉のグレードの最低限を、という意味ではございません。例えば高効率発電ということで14%以上のものを求めております。これはプラン

ト企業の高い技術力を求めております。これらのように提案の差を評価することになりまして、最低限のものでは競争に勝てないために、応募者としましてはそれぞれの技術力を持って提案することになります。

それからセメント原料化への焼却灰の関係でございます。質の悪いものが出来て量が増えるのではないかと、組合の費用が増大するのではないかとのお尋ねでございます。まず、灰の量につきましては、ほとんどが、入りますごみのごみ質によって決まっています。もう一つは、炉の性能について影響するところがございます。燃え残り、これは熱しゃく減量と言いますけれども、こちらの方がどの程度か、要求水準書では3%以下と規定しております。一般的には5%と言われておりまして、より厳しい要求とさせていただきます。その他、炉の性能を担保できるように、定期的にチェックできる仕組みを作り上げていきたいと考えております。

それから、低入札価格でございます。これについてのお尋ねでございますが、まず、国からも、今回のDBO事業は総合評価落札方式により事業者を選定する予定にしておりますけれども、これにつきましては国からの最低価格制限は設けないことが望ましい旨の通達を頂いております。最低価格制限につきましては、逆に設けることによりまして、その金額にあわせて炉の設計を行う可能性がありまして、高度な技術提案を行ってこない可能性がございます。このため設ける予定はございません。以上でございます。

△4番（末永弘之氏）

4番。

●議長（松本義隆氏）

4番、末永弘之君。

△4番（末永弘之氏）

管理者と山崎副管理者の答弁をいただきました。まあ、どう言うんでしょうね。何もしてないわけじゃあないけれども結論が出てないと。これからさらに検討していくと言われると、ものの言いようがないですね。ぶざまでしかないでしょう。11月議会からと言いましたが、本当いったらもっと前から、入り口論、いわゆる応募様式のあり方については何度も指摘もして論議をしてきたわけです。山崎副管理者は久米から相談があった時に、率直に申し上げて、最初の答弁とちょっと中身が変わった感じもしましたけれども、どう考えてみても私は理解できんですよ。もう明日にでも結論が出ようとする、今日になって、久米の側に印鑑が欲しいんじゃない、これがないとええ具合に行かんのじゃというような意味合いのことを言われたらね。誰だって、ちょっと待ておかしいでこりゃ。それまで何も知らんと仮定してですよ。知らなんだらろうと、たとえどう言う経過があれ、おかしいがな、領家でするんだったらうちの町内が共同申請に判子押さなんだら、書類は成り立ってなからうと、こういう風に思わにゃあいけんし、思うべきだと言っとるんですよ。そこのところを管理者、管理者会議でせい言うたら何でできんのなら、そうぼっこう長うかかるようなことじゃあないと思うんですよ。まあ管理者が今言

ったように、望ましかったと、というようなことも、言い直しのようになってきました。そういう意味でね、基本的に申請書類が、まあ、領家のやつを見る限り、条件に合うてなかった、望ましいものではなかったということ、みんなで意思統一をして。白紙に戻せ言ようんじゃないんです。書類を書きなおしていんちきせい言ようじゃないんです。じゃあこれからどうするんかとね。ここのところをしっかりと、みんなで、腹に据えて結論を出してもらいたいんですよ。それは、山崎さんの町、鏡野町が持っている慣習、地区の協議会、これを対象にしていろんなことをやっておるといこととは、縁もゆかりもないことなん。クリーンセンターを建設する上で、公募に応じた周辺地域とは何か。これを原点にしなきゃいけないのです。そこへ鏡野町の慣習が入ってくるから、ややこしゅうなるんです。鏡野町の人から見たら、そりゃ慣習があるのが当たり前じゃがな、何をお前言ようんならとこうなるかも知れん。しかし問題は、クリーン建設に伴う条件なんじゃから。そのことのある意味では理解してもらわにゃあいけない。もういっぺん管理者の答弁をお願いします。

さて、高かろう安かろうの論理です。さっきから私が再質問から言いだしたのは、答弁が全部、いわゆる内容点が加味されてうまくいくと、いい物が出来ると。要求水準書にそれが書いとるからその通りいけるんだと、こうなるとるんですけど、まずないことだと言えればそれまでですけど、110億で入れたらそんなことは全く無関係にスパーっとそこへ落ちるがな言よん、この計算式でいったら。そんなに安う入れるもんか言うかも知れん。しかし全国には、まあ数字は違うけど、やや安う入れすぎて、困って、ええものを作れ言われよんじゃけん、本社から金を借りてでもええのを作らにゃあいけないような羽目になって、経営が行き詰ってしまうという例だって全くないことはない、似たような、これに私が言ようる似たようなことがあるんです。実際に。それは、元から言うたら炉を造るのに、ちいたあ安うてもええがな思ようったら、どんどん安かっちゃあいけない言うて叱られるもんじゃけん、110億よりもオーバーせなんたらどうもええもんが出来んようになってしまいがなと。入札は110億で入れとんじゃけん仕方がないがなと。こういう妙ちくりんな関係を生んで、本当に私はね、悪いものを造ったら、何べんも言いますが、一番困るのは、焼却灰が、主灰にしろ飛灰にしろ、増えるし、セメント原料化に適さん言われたらどないな責任を取るんなら。そこはDBO方式から外れた責任、あんた方の責任になるんよ。しかも、5年や6年でそんなことになる言ようらんじゃ。登壇して言ったように、20年先にはみんなおらん、若い人はおるかも知れんけど、みんなおらんようになるわけじゃ、責任やこう全然取れんじゃないかな。もちろん、低入札調査価格を絶対入れえいう意味のこととも言うとるわけでもない。しかし、7千万超えてええものを造ってもらおうと思うたら、この仕組みがあるんですということぐらいはね、やっぱり参考資料として示して入札に報告してもらおうと、いうぐらいなことをせんと、おかしゅうなるんじゃないかと言とるんですよ。なんか決めてしまえいうても、国が決めた言ようるんじゃけん決まらんいう答弁がありましたけどね。2月の末日には、今

日議決するこの数字を言うんでしょ。この数字に基づいて応募して来い言うて企業に言うんでしょ。何もせずにそんなことをしようたら 110 億、100 億入れられたら、あんた方が望んだる要求水準書とは全く関係ない、価格だけで決まるんじゃないや言よん、そこへ。それだったら困るでしょうが言よん。それを防ぐためには一般的な話として、7 千万超える工事には低入札調査価格制度いうのがあるんですけど、しかしいろんなことでこれを決めとるわけじゃないけども、ええものを造ってくれんさい言うぐらいの条件を言えらんことはないと思うんです。管理者どうですか。そのぐらいのことは、私は、言えいうてあなたが指示してもええと思うんですが、答弁して下さい。

●議長（松本義隆氏）

ちょっと傍聴者に申し上げます。議会の運営に支障がございますので、静粛をお願いをいたします。

△管理者（宮地昭範氏）

議長。

●議長（松本義隆氏）

はい。宮地管理者。

△管理者（宮地昭範氏）

再質問にお答え申し上げたいと思いますが、今になって思いますとね、今回のクリーンセンター事業申請にあたりましては、申請書に周辺町内の印鑑があることが望ましかったということを再度、申し上げておきたいと、このように思います。このようなこれまでの経過も踏まえまして、クリーンセンター建設予定地でございます領家及び周辺地域に対する施策のあり方につきましては、今後、管理者会議におきまして協議してまいろうと、このように考えておりますのでご理解を賜りたいと思います。

それからDBOの方式等につきましてですね、いろいろとご質問がございました。私自身がね、十分な理解ができません部分がございますので、この点については所長の方から答弁をさせたいと思います。よろしく申し上げます。

△事務局（村上事務局長）

議長。

●議長（松本義隆氏）

はい、村上局長。

△事務局（村上事務局長）

はい。議員さんが言われます、例えばまあ 100 億、110 億、となりますと、まあ 50%とか 55%で落ちた時には、いいものが出来ないんじゃないかというふうにご心配をされとると思います。それから先ほどご指摘をされましたように、安く取りすぎて実際に自分が提案をしたものが出来ない、ということで、まあ本社かどうかは知りませんが、赤字を覚悟してやったのではないかというような事例も知っております。ただ、それはやっぱり約束、契約があるわけですから、要求水準書というものが、先ほど河島の方も申

しましたように、最低のものを求めているものではない、うちが必要なものを求めていると、例えば発電量なんかにしても先ほど 14%、これは高効率と言いまして交付金を3分の1から2分の1に上げる、上げてもらう方法でして、これにはかなり費用の方もかかるというふうに想定をしております。ですから、そういうところについての心配というか、そのやはり全国的にも信用のあるプラントメーカーしか参加できないような、その手前にですね、実績等を求めていますので、まあそこまでは心配いらないんじゃないかなというふうに考えております。

もう一点、灰の量が増えたり減ったりという話がございましたが、やはりストーカー炉という決まりでございますので、今まで灰をセメント原料で取っておるところへ3箇所参りましたが、品質が悪いから持って帰らせたというようなものは聞いておりません。ですから、量が、炉の良い悪いで2倍3倍になるということではなくて、いわゆる一般的には、やはり、ごみ質、ごみ質によって量が変わると。それにプラスアルファで炉の性能が加わる、というふうな認識をしておりますので、そこの方も極端にですね、数値が上がってしまうというふうなことは心配していないということでございます。以上です。

△4番（末永弘之氏）

4番。

●議長（松本義隆氏）

はい、4番、末永弘之君。

△4番（末永弘之氏）

途中で置いたままになっているところから、こちら再質問です。裁判の件ですけれども、桑山さんが被告に補助参加して来た。これはやっぱり裁判の延命化を狙うとんじゃないかと私は思っておるんです。さらに、弁護士が実は、不思議でかなわないのは、元々管理者だったわけですから、管理者の時代に今の、組合の弁護士を頼んだんです。いわば桑山さんが頼んだんです。いわば。それを宮地管理者が引き継いだんです。弁護士を。それに今度は桑山さんが被告へ補助参加してきた。まあ別の弁護士を入れておりますがね。結局弁護士は全部桑山さんサイドの弁護士。言うてみればですよ。どうもそこら辺がすっかり僕はしてないんで、この点について何か、田口さん、コメントでもあれば補助参加のことと含めて答えて下さい。

さらに、アセスのことですが、住民からいろんな疑問が出されたものを、岡山県知事が組合の方へ今一応何か言うて来たというような答弁がありました。元々いうたらね、疑問を出した住民に答えてあげんといけんと思うんですよ。そんなことはいつもせんのかな、あんた方は。それは都市計画区域決定と同じ内容になってくるんですけど、結局は、格好よく縦覧じゃとか意見を聞くじゃとか陳述するじゃとか色々言うけれども、住民に対しては、ものを言うただけで、あとはもう知らん顔しとるのが行政のやり方ですか。どこの側面から見ても一生懸命陳述した人々の意向というのは、どっこにも生き

てきません。答弁で、公聴会や意見書でお伺いした貴重な意見は、今後可能な限り活かしていくと、こういう答弁をされました。どこへ活かすんですか。活かしておるところはどっこもありやしませんがな。なしのつぶてですがな。どこに活かすのかということも答弁をしていただきたいと思います。

さて、申請書類との絡みで今後のあり方です。再度望ましいということでした。だとすれば、これからのあり方、私はね、山崎副管理者の認識をね、根本的に変えるべきところがあると思えて仕方がない。今日の論議を聞いても、今までの論議を見ても。何か言うたらね、どうしてもあの、まあ町長さんですから、町長さんという立場からみれば鏡野町の慣習を大切にしたいというような気持ちはようわかるんですよ。これは当然。しかし、クリーンセンターを建設する上での副管理者なんだから、その条件を示しとんじやから、その条件どおりのことを鏡野町の住民の方にも説明せにやあいけん、その責務があなたにはある。鏡野町に行ったら途端にじゃな、鏡野町の慣習に従うんですとだけ言ようと、やっぱり全体論ではうまくいかないと思えて仕方がないんです。まあこれからも検討していくということをやるとるわけですから、これ以上どうもあれやこれや、今日のところは言う余地はないんですけれども、少なくとも、公募どおり申請書が出来ておったら。こういう立場からね。これからのあり方、周辺町内とクリーンセンターとのあり方を考えてもらいたい。

もうひとつだけ要望しておきます。今のこれは津山市だけのことです。他の4つの町の方はよくわかりません。津山市の今のごみ処理場、いわゆる一般的には小桁の事業所。周辺整備事業ということでいくつか物議を醸しだしてきておる。宮地さんは新しいクリーンセンターを迷惑施設と名づけた。だとすれば、おかしくなっていけば周辺の方々と今の小桁の事業所が持つておる周辺整備事業計画、毎年毎年ねえ、20年経っても30年経っても何千万何百万のお金がある。時にはひとつの事業が5千万こえるような事業にもなっていく。こんなことを永久に繰り返すとすれば、いくら私が周辺の町内を大切にしてください言うたってね、いきすぎたらいけん。いきすぎたらおかしくなる。このことだけ指摘して要望しておきます。いきすぎんように、周辺の人とうまく調整していただきたい。公害防止協定なども含めて、ということとお願いしておきます。答弁をお願いします。

△事務局（田口理事）

議長。

●議長（松本義隆氏）

はい。田口理事。

△事務局（田口理事）

はい。桑山氏、前管理者でございますけれども、訴訟参加についてお答えを申し上げたいと思います。地方自治法におきましては、住民訴訟の規定の中で、住民訴訟が提起された場合は損害賠償請求の対象となる相手方に対して訴訟告知をしなければならない。

このように定められており、その規定に基づいて訴訟告知を行った結果、昨年の4月に前管理者が補助参加をいたしたものでございます。前管理者の訴訟参加の動機につきましては、ご本人のお考えに基づくものであり、憶測でお答えをすることはできませんけれども、訴訟の結果に対して利害関係を有する第三者であるという要件を満たすものであり、満たす方でございますので、補助参加を権利として尊重しなければならない、このように考えております。しかしまあ実際問題におきまして、訴訟におきます攻撃防御方法の提出者の増加、これによりまして訴訟の進行に影響を与えることは大いに懸念されるところでございますし、また現にその兆候も見られたところであり、被告である組合といたしましては、裁判所の迅速な訴訟指揮を期待をするものでございます。次に、弁護士の選任に関してでございますけれども、この弁護士の選任に関しましては、組合の顧問弁護士すなわち組合という組織による選任でございまして、それぞれの主張につきましても弁護士が独走して行っているものではなく、管理者会の意向を受けたものでございまして、管理者会のコントロールは働いているというふうに理解をいたしております。以上でございます。

●議長（松本義隆氏）

はい、平井参事。

△事務局（平井参事）

はい。住民の方々からの意見を今後どのように反映していくのかというお尋ねですが、これらのいただいた意見は、現在進めている環境影響評価書の案にも反映させ、この評価書案を縦覧させていただく際に、その図書の中で事業者の見解という項目で、より具体的な回答をさせていただくこととなります。以上でございます。

△4番（末永弘之氏）

答弁がなかったら、最後。

●議長（松本義隆氏）

4番、末永弘之君。

△4番（末永弘之氏）

まず、高かろう安かろうという論議、要求水準書の課題、低入札調査価格の課題ですけれども、やっぱりね。安かろう悪かろうでは困る。もちろん高かろうよかろうだけでも困る。まあ、それはそれなりに要求水準書に基づくきっちりとした立派なものを造ってもら。そのためには、言葉としてどう出るかは別として、今日決める価格を公表する際に安かろう悪かろうだけではいけんと。一般的には何度も指摘した低入札調査価格制度というものがあって、今度は適用してないけれども、一定程度配慮してほしいというぐらいのことは言うてもらいたいということを要望しておきます。その他の課題については、やっぱり住民との関係というのを慎重に扱ってもらいたいと思います。それで議長申し訳ない、反対討論は省かせてもらって、ここで議案14号の一般会計予算について様々な問題が解決していない上での事業推進は私は納得できない、という意味で反対

という意見を申し上げさせて頂いて、反対討論の時には討論しませんからよろしく願いいたします。これで終わります。

●議長（松本義隆氏）

以上で通告による質問、質疑は終わりました。討論については通告がございませんので、これより採決に入りたいと思います。ただいま上程いたしております議案第14号「平成24年度津山圏域資源循環施設組合会計予算」から、議案第15号「平成23年度津山圏域資源循環施設組合会計補正予算（第3次）」の2件について、一括して起立により採決をいたします。お諮りいたします。これらの議案について、原案の通り可決する事に賛成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

(賛成13名、反対1名)

●議長（松本義隆氏）

起立多数と認めます。よって、これらの議案については、原案の通り可決することに決しました。以上で、本定例会に付議されました案件の審議は終了いたしました。この際、管理者よりご挨拶がございます。

△管理者（宮地昭範氏）

議長。

●議長（松本義隆氏）

はい、宮地管理者、登壇。

△管理者（宮地昭範氏）

はい。本日は、大変ご多忙のところ組合議会定例会にご出席をいただきまして、また、ただ今は提案した議案につきましてご議決を賜り、誠にありがとうございました。今後とも、新クリーンセンターの施設完成に向けまして最大限の努力をする所存でございますので、議員の皆様方におかれましては、ご指導並びにご支援のほどを心よりお願い申し上げます。本日は大変ご苦勞様でございました。ありがとうございました。

●議長（松本義隆氏）

これをもちまして、平成24年2月津山圏域資源循環施設組合議会定例会を閉会いたします。本日は大変ご苦勞様でした。

午後0時27分閉会

地方自治法 123 条第 2 項の規定により、本会議の顛末を証するため、ここに署名する。

平成 24 年 2 月 22 日

議事録署名人 津山圏域資源循環施設組合議会 議長 松本 義隆

津山圏域資源循環施設組合議会 議員 近藤 吉一郎

津山圏域資源循環施設組合議会 議員 福田 弘

平成 24 年 2 月津山圏域資源循環施設組合議会定例会発言通告一覧表

平成 24 年 2 月 22 日

区 分	番目	氏 名	件 名	答弁者
議案質疑	1	末 永 弘 之	①管理者会議について（11 月議会後のあり方）	管理者 副管理者
			②議案第 14 号（予算）と事業推進について（環境アセスなど）	管理者 事務局長
			③DBO方式について	管理者 事務局長